

瀬戸内トラストニュース

26号 2002年4月

環瀬戸内海会議 編集・発行／編集委員会

廃棄物埋立て処分場建設反対!

大分県大入島は佐伯湾の真珠



瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内法）での瀬戸内海は、豊後水道の海域も含まれます。この海域にある大分県佐伯市の大入島には、島の人たちが宝物として守りぬいてきた豊かな自然が残っています。この豊かな自然を子孫に伝えたくて、廃棄物埋立て処分場建設に断固反対しています。埋立て予定地は小学校前の海岸で15年間も工事が続けられるのです。

上の写真は埋め立て予定地の海を泳ぐイルカの群れです。この海の豊かさを証明しています。（後方は自衛隊の艦船。将来埋立地が軍港になることを地元の人たちは心配している）

目次

大分集会報告	1
瀬戸内海の現状と「瀬戸内法」の問題点	2
別府湾岸を周遊して	3
瀬戸内海を濁す「しゅんせつ土」	4
岡山学集会みんなでつくる「瀬戸内法」報告	5・6
エメックス 2001 報告要旨	7
平成14年度愛媛県当初予算案に対する反対討論	8
第10回自然の学校と観察会（山口県上関町）	9
アースデイかがわ in 豊島 2002 案内	10

スナメリたちの海
瀬戸内海は
人間だけのものじゃない
2002.4.11



絵 渡部淑子

大分集会報告

環境問題連絡会（大分県） 岸野博史

4月20日に開かれた環瀬戸大分集会で、環瀬戸のメンバーでは有りませんが、大分県の海で活動しているグループと、佐伯の大入島埋立て問題で5年間に渡り運動を続けている人達の苦しい戦いの報告などがありました。

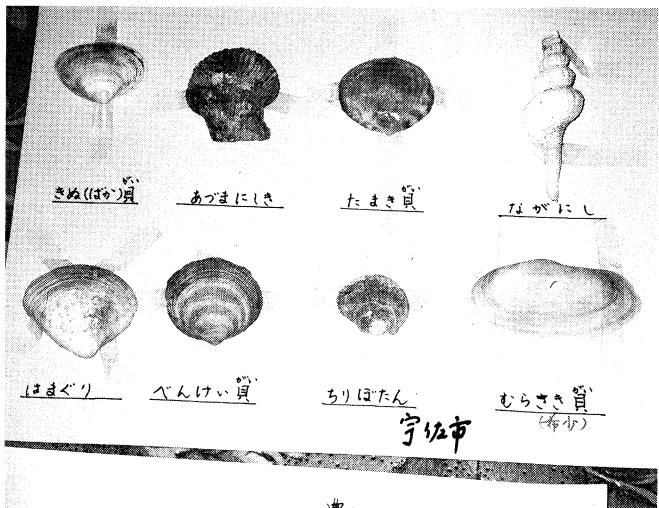
参加者の感想は、中津の事例は「本当にうらやましい」「うちでも出きるといいけど」など賞賛の言葉が聞かれました。また、大入島の深刻な状態をみんなで応援しようという気持ちになりました。

続いて、まとめの話を東京大学で海岸の問題を研究している清野先生にしてもらいましたが、密度の濃い話で、さび付いた頭にムチを入れました。漁港の問題では、大分の市民の活動事例が法改正の原動力になっていたり、河川改修問題では山口県が参考にすることになっていると言うことで、各地でやったことが役に立っている事を聞いて、工事は止められなかったけど、ほかで役に立ったことで少しは救われる思いでした。



4月21日は、佐伯の大入島に行きました。ここは、興国人絹パルプ（現在は倒産）という会社が永年にわたって出したヘドロをきれいな砂扱いにして、藻場を造成する為埋立てるとか、小学校前の海を産業廃棄物で埋立てるとかで、深刻な住民運動が起きています。佐伯も瀬戸内海でもあるの

で話を聞くことになったものです。5年間運動を続けているということで、大変な努力を積み重ねている物だと思いました。



大分の海で見られる貝

当日おどろいたのは、埋立て予定の海にイルカの群れが泳いでいることでした。10匹はいたと思います。黒い背が波打ちながら出たり沈んだりするのを、陸地から間近に見るのはすごく感激的でした。知らない人が来たので出迎えてくれたような感じです。小学生の話だともっとたくさん来る時もあるそうです。新任の先生がイルカを見て、教室から飛び出して海に行行ったこともあるそうです。何しろ校庭の向こうがすぐ海です。地元の人にとって、イルカが見えるのはカラスやスズメを見るのと同じような、あたりまえの風景のようでした。まったく驚きました。



瀬戸内海の現状と「瀬戸内法」の問題点

— 法改正への運動を進めよう —

播磨灘を守る会 青木敬介

1955 年以来の乱開発と大規模な埋立て、そこに立地した工場からの排水(特に水銀・PCB・N・P・クロム等の重金属を含む)。また 70 年代に入つてからの海底砂礫の採取及び過度の浚渫。このような要因が積み重なつて、瀬戸内海は徹底的な汚濁と破壊にさらされてきた。特に、埋立てによって、90%以上の自然海岸を失つた大阪湾・播磨灘と、製紙廃液の蓄積した燧灘では、広い範囲の海底で、底層の酸素が減少し、貧酸素・無酸素の海底が増加している。

あるいは、瀬戸内海全域で、生物種の減少(なかには絶滅種も)が見られ、更に農業・工場廃液などによる奇形生物が多発した。現状もなお、TBTO、ダイオキシン、フェノール類などホルモン搅乱物質による貝類・魚類の雌雄混亂が頻発している。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」の 13 条には、海面埋立てについて「その特殊性につき十分配慮しなければならない」とし、更に埋立ての基本方針では「厳に抑制すべき」としながら、例外として、埋立てによる「影響が軽微であること」「公害の防止、環境保全に資するもの」などの条件に合つたものは埋立ててもよしとしている。

この法が制定されて 28 年余、この例外規定によって瀬戸内海は盛大に埋め立てられてきた。ちなみに、1955 年～1975 年の瀬戸内の埋立て面積は約 19,000ha。法制定後、つまり 1975 年～1995 年までの埋立て面積が約 13,000ha。瀬戸内法制定後の埋立て面積が結構多いし、この法の規定によって埋立て計画を止めるよう「配慮」された例はひとつもない。そしてこの埋立てが、その海域の「浄化力」と「生産力」を奪ってしまった。

そして、かんじんの汚濁の進行(COD の増加)も、その速度は鈍ったものの年々悪化の途をたどつてゐる。いったい何のための「瀬戸内法」だったのか。このような「お飾り法」ともいいくべき瀬戸内法の問題点をいくつかあげる。

- ① 富栄養化などの汚濁防止に重点が偏つていて、法を施行する基本計画と府県計画の中で、あるべき瀬戸内海像が明確でない。
- ② 環境影響評価についても、事業主体と評価主体が同

- 一で、公平さと科学性を保証する審査制がない。
 - ③ 汚濁負荷の総量規制が COD だけに止まり、かつその目標値と目標年度が、行政に白紙委任されている。同時に富栄養化の指定物質は、リンとその化合物だけになっている。
 - ④ 埋立て抑制のための制度的保証がない。(公有水面埋立法の不備ともふくそうしている)
 - ⑤ 自然海岸保全の地区指定が極めて少ない。また、自然の生態系と自然海浜回復の視点が全くない。
 - ⑥ 「努力」「配慮」「できるだけ避ける」などあいまいな表現によって、行政の裁量権が無制限に広がっている。
- 等々。

また、松山大学の横山伸二氏は、上のような瀬戸内法の欠点に加えて、「リゾート法」「大阪湾ベイエリア開発法」などの優先施行によって、ますます瀬戸内海が乱開発(破壊)される危険性を指摘しておられる。

その上、香川県、愛媛県など瀬戸内各海域で 1970 年代以来行われている海底砂礫の採掘と、あまり必要性のない海底浚渫が、決定的に海の環境を破壊し、生態系を乱しているが、これを禁止する条項を新たにくわえなければならない。

瀬戸内海の保全と再生、埋立ての阻止、汚濁の浄化などを願つて活動している住民の中から、「このような瀬戸内法では、豊かで美しい本来の海を取り戻すことはできない」「多くの人々の願いを集めて、この法を改正させよう」という声が、1990 年代にはいって大きく広がってきた。

この声を実現させるために、今すぐ始めなければならない事は、上記の状況を裏付ける埋立て、産廃持ち込み、海砂採取などの実際のデータ収集であり、その結果どういう状況が起つてきたかという各地の現状把握である。海岸生物の定点観測も、その一環として各県でぜひ実施していただきたい(そのマニュアルもある)。

今、私たちは多くの専門家の方々の協力を得て「瀬戸内法」改正試案を作りつつある。1 日も早く実行のある「瀬戸内法」を実現させるよう、多様な運動を展開していきたい。

別府湾岸を周回して

日名子 健二（大分市）

私の生家（祖父まで漁師）は別府湾の南岸大分市にあり、埋立て前の砂浜海岸から数百Mの所にあった。高校生までこのような潮の香りのする環境で育ったためか、40才の半ばを過ぎても、海、海岸に何となく興味があった。

平成10年4月、久し振りに九州勤務となつたのを機会に同年7月、別府湾の汀線を臼石鼻（杵築市）から反時計廻りに周回して閑崎（佐賀閑町）まで歩いた。動機は新産業都市の指定を受けて後、昭和30年代後半から工業用地として海が埋立てられ、自然海岸が消滅したのを見て、現在残っている自然海岸を記録（写真）に残そうという単純なものであった。

波に濡れ、岩場に足をとられながら汀線を忠実に歩いた。歩いている途中で、約200年前の江戸時代に、伊能忠敬も私と同じような事をしたのを思い出した。

現在の海岸線は、伊能測量時の自然海岸（線）と比べて、埋立てや人工護岸化により、大きく変貌している。別府湾岸100KMのうち、約半分が人工海岸化されている。この状況を目の当たりにし、大変ショックを受けた。

このため、自然（半自然）な海岸線が、地域の活性化等を名目にして破壊されつつある事を憂え、県民、湾岸の住民に現実を知らせるべく「別府湾岸100Kを歩く」（伊能測量時の自然海岸を求めて）という本を自費出版した。自然破壊の具体的な事象は次のようなである。

① 別大国道（別府・大分間）の拡幅

交通渋滞の解消を目的として、海を埋立て（主管建設省 計画は海側へ平均30M、総延長7KM）、道路を拡幅（4車線から6車線）するとともに、曲折のある道路を緩やかなカーブとなるよう改良（悪）した。

このため、干潮時に護岸下に露出した浜や磯が消滅、また入り江に沿った曲折のある海

岸美が失われた。

埋立てをする場合、単に地元漁協の了解を得るだけで良いのか。自然の海岸美は県民共有の財産である。県民の間で埋立て拡幅の是非について議論はあったのだろうか。

地元新聞社も報道発表のままで、何の疑問も持たず道路拡幅についてのメリットを強調するだけである。マスコミとして、大局的見地から片や「このまま自然の海岸が消失してもいいのか」というような議論を提起すべきでは？

道路の拡幅、埋立ては1992年から毎年少しずつ実施されているが、総埋立面積は環境アセスメント法に定める50ha（県の規制は40ha）を越えるのではないか。埋立てによる環境影響調査（潮流の変化、他所への影響等）は実施されたのであろうか。また、内陸（高崎山南）側への迂回ルート及び通勤時間帯の高速道路（別府・大分間）通行料金の軽減化等、交通渋滞解消に向けての対案は検討したのであろうか。

現在、拡幅埋立工事は総延長の2/3程度が竣工済み又は工事中である。残り1/3は未着工で、1992年の着工から10年を経ても全線開通に到ってなく、交通渋滞の解消には全く役立っていない。毎年、予算をつけて建設土木会社を儲けさせているだけではないか。

交通渋滞の発生は、4車線の区間が真に起因するのか。私も何回か通勤時間帯に走行し実査したが、むしろ4車線区間の車の流れはスムーズである。その他、②田ノ浦人工ビーチ、③入浜権、④新産業都市指定後の埋立てに対する総括、⑤小深江干潟等、様々な問題があるが、紙面の都合で割愛する。

最後に、湾岸踏破後、いつのまにか環境問題に魅せられてしまった。これからも、我が愛する別府湾の自然保護のため、頑張っていきたい。

瀬戸内海を濁す「しゅんせつ土」 —急げ瀬戸内法改正—

中田雄三（広島県瀬戸田町）

「しゅんせつ土」を知っていますか。

戦後の高度成長は、瀬戸内海にも、より大型に大量にと多くの物資輸送基地ができ、航路は深く掘り下げ 港はより広く整備され、多くの生命が育む変化に富んだ海を一律化した経済優先の海に変えてきました。旅客船や漁船、プレジャーボートなどへも快適な施設がたくさん整備されました。

しかし、瀬戸内海の複雑化した地形と潮流は、必然的に毎年多量の「しゅんせつ」が必要となりました。防波堤で仕切られた港湾の中の「しゅんせつ土」、有機物が未分解のまま粒子の細かいヘドロとなって留まっています。工場の隣接する場所での「しゅんせつ土」、どんな 化学物質が堆積しているのかわかりません。貯木場 カキ養殖場 造船所 あらゆる場所から「しゅんせつ土」は発生します。今まで埋め立ての主役となっていたしゅんせつ土も、最近では、環境創造の施策のもと、干潟造成 藻場造成といった名目で処分されるようになりました。

私の住む瀬戸田町(生口島・高根島)は、その実験台としてのモデル事業が、県、行政、漁協、産廃業者の大新土木と一体となって進められた島です。しゅんせつ土を使った「干潟造成事業」は二カ所で行われ、アサリの増殖を試みたものの成功せず、一カ所は、海砂を覆いサンセットビーチとしてにぎわっています。

7年前に始まり今も投入が続いている「藻場造成事業」は、海中に石をコの字型に積み上げその中にしゅんせつ土を投入し、その上を海砂で覆い、さらに人頭大の石を投入しホンダワラなどのガラモを増殖するものです。もともと海藻の豊富にあった場所、なんで藻場造成が必要なんでしょうか。土砂の細かい粒子(シルト)は、周辺の海藻に付着し、アサリの管をつまらせ、ましてやそのような場所で育った魚を食べる気になれますか。

漁協が事業主のこの事業、「藻場を造成して稚魚の育成」と一見環境に優しそうな事業も裏を返せば、利権の絡んだ単なる土砂の処分場でしかありませんでした。海の環境を守る本来の漁協であってほしい。

折からの公共事業の縮小でいつ満杯になるのかめど立たない状況で、この事業を始めた前の組合長は、海砂採取で収賄罪に問われ退き、今の漁協は、汚染の広がるこの事業を途中で中止したいと申請したところ、県からは、全て撤去し現状復帰を求められ、大新土木からは、多額の先行投資の賠償を求められ、今では、どんな土砂を入れても早く終わらせるしか方法のない事業になってしまいました。

法律にもふれることはなく、県の許可さえあれば行えるこのような事業を、私たちは、くやしさと共に見ていましたが、できませんでした。

しゅんせつ土を投入するバージ船



わずか30年、目の前の海の中で起こった事は、海砂採取で深くなり、しゅんせつ土捨て場で浅くなり、豊かな恩恵を与えてくれた海は、瀕死の状態になってしまいました。一方陸では瀬戸内海の光景は、世界に誇れる美しさだと言う。人は何をやっているのでしょうか。

先日の新聞に「NKKが因島でスラグ(製鋼時に発生する副産物)を使って藻場再生の実験」という記事。また新たな産廃の処分場が、「藻場再生」という名目で始まろうとしています。

瀬戸内法の改正急がなければいけません。

岡山学習会 みんなでつくる「瀬戸内法」報告

小西良平（備前市）

昨年の暮れも押し迫った12月23、24日、岡山県和気町鵜飼谷温泉で「瀬戸内法」の学習会が行われました。23日は午後から香川大学中山先生も加えた瀬戸内法改正プロジェクトのメンバーで改正案の検討委員会を開催。24日は午前中シンポジューム、午後から備前市片上湾で生物調査を実施しました。

検討委員会の内容

- ・「瀬戸内法」の改正試案を5月頃までにつくる。
- ・「瀬戸内法」の改正案を一般から公募してみる。
- ・瀬戸内海の埋め立ての現状を把握するために、各都道府県で埋め立ての面積を調べる。
等を決め、瀬戸内法改正へ向けてのプロジェクトの進め方について討議した。

シンポジュームの要旨

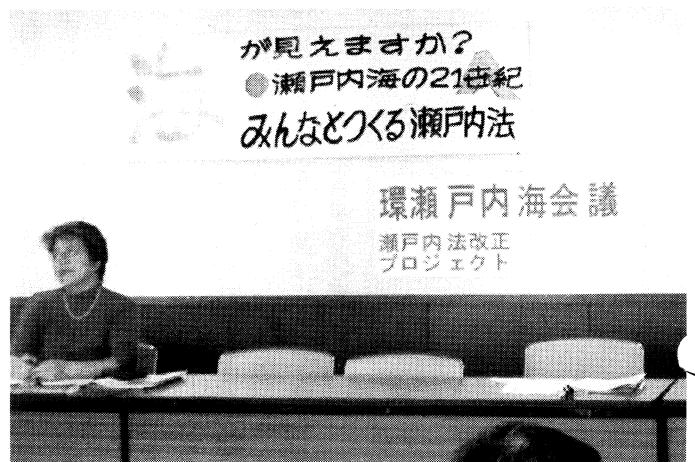
1. 瀬戸内法の問題点

中山充先生（香川大学法学部教授）
 (1). 瀬戸内海の環境の現状として、
 ①慢性的な水質汚染、②藻場・干潟の減少、③海面埋め立ての進行、海面の消滅、④海砂採取による海底の地形・地質の変化、⑤廃棄物の散乱・堆積、産業廃棄物の処分場建設と不法投棄、⑥生物の種類・個体数、漁獲生産量の減少、⑦自然海岸の減少、美しい自然・人文景観の喪失等がある。

(2). 瀬戸内法の意味と内容

・瀬戸内法が工業の進出による環境の悪化、被害の発生と漁民・住民の運動の盛り上がりで1973年に特別処置法として施行された。

・海面埋め立ての免許・承認における、瀬戸内海の特殊性に配慮することで、埋め立てが容認されたこと等問題点の多い内容となつた。



(3). 基本計画の変更と瀬戸内法の問題点

・1999年の審議会の答申の基本的考え方は①保全型施設の充実、②失われた良好な環境を回復させる施策の展開、③幅広い連携と参加の推進である。

・2000年12月に基本計画の変更で窒素とリンの総量規制の導入、府県計画の変更、埋め立ての基本計画の見直しなどが行われた。

・基本計画の弱点として、海面埋め立てや海砂採取を強く求める需要があれば、それをやむを得ないものとして容認する前提に立っている。

(4). 総合管理機構の設置

・環境保全の目的で海岸域を恒常的に管理するために市民、行政体および科学者が一体となって活動する組織の構築を瀬戸内法に盛り込む。

・環境の共同利用権（環境権）の考えを基礎に、住民主導の法制度を構築する。

2. 「瀬戸内法」強化・改正について

青木敬介さん（播磨灘を守る会）

(1). 「瀬戸内法」制定のいきさつ、干潟・

浅海の埋め立てと汚染のひろがり、使用目的のない埋め立と産業廃棄物、ヘドロの浚渫などの現状について。

(2). 「瀬戸内法」13条に埋め立ての禁止を入れる強化と、14条に産廃の持ち込み、投棄の禁止を入れる改訂、海底の堆砂・浅海を守る条項の制定する。

(3). 海岸生物、低層・泥質の調査による法改正の裏付けのために埋め立て、産廃、海砂採取のデータ収集と海岸生物の定点観測による現状把握の必要性。

(4). 違反行為に対する「罰則」の強化と監視体制の確立。

3. 生態系の維持と回復を目標に

湯浅一郎さん（環境アセスメント研究会）

(1). 瀬戸内法には海洋の生態系を保全・回復しようとする思想が希薄で、時間的、空間的な生物相のモニタリングがほとんどない。

(2). 瀬戸内法から30年間の環境の質の変化を総合的、系統的に整理するのが改正を求める声づくりの基本。

(3). 環境の質の変遷に関するデータ収集と解析のための、水産漁業統計からの漁獲量の解析、瀬戸内海の小動物の変遷（藤岡さんの海岸生物調査）、海岸生物の定点観測法の確立。

片上湾の全景



4. その他

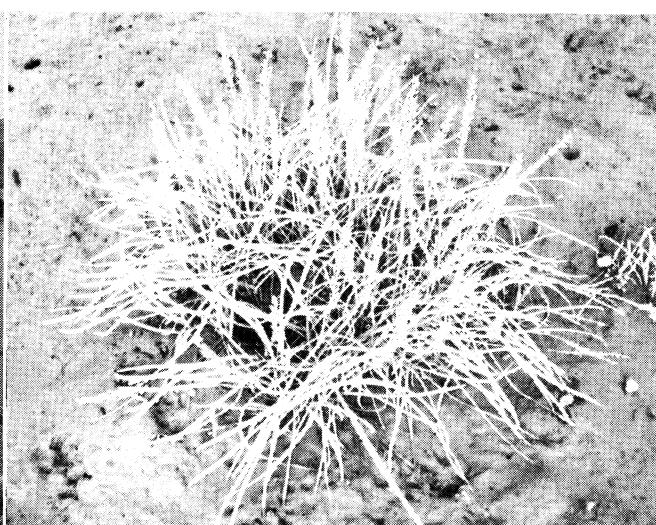
・玉野の宇野さんから直島にできる溶融炉（豊島廃棄物焼却）に対する市民の不安の問題、備前市鶴海に予定されている建築廃材の炭化炉の問題などが話されました。

片上湾生物調査

午後から備前市片上湾で海岸生物調査を行いました。干潮が11時46分、潮位が69cmと条件が悪く思うようにできなかった。ただし、参加した人には片上湾の入り組んだ地形からくる閉鎖性、水質の状態、殆どが工場群により埋め立てられた海岸線等は理解してもらつたと思われる。また片上湾に流れ込む河川の一つである新田川河口に群生するシバナを観察してもらうことができた。シバナはホムロイソウ科の多年草で塩気のある場所を好むので塩場菜とかく。分布は北海道から九州までと広いが、最近は干潟の開発で姿を消しつつあり、環境省では絶滅危惧種II類に指定している。現在群生の見られる所は少なく、新田川河口はその貴重な一ヵ所である。

海岸生物の調査については、5月より本調査を実施することにしています。岡山近隣の人の参加をお願いします。

新田川のシバナ



第5回世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス2001）報告要旨

「実効性のある瀬戸内法改正をめざして」

環瀬戸内海会議代表 阿部悦子

瀬戸内法（瀬戸内海環境保全特別措置法）では、「瀬戸内海が、わが国のみならず、世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものである…」とうたわれています。ところが制定以降も瀬戸内海は、相次ぐ埋め立て・廃棄物の持ち込み・海砂採取などにより、その環境は悪化し続けています。

埋め立てられようとしている上関原発予定地長島周辺の海は、国内外の研究者が「究極の楽園」と絶賛するほど、貴重な生態系・自然環境を有しています。予定地の海では、スナメリが泳ぎ、希少生物が多種多様に生息し、自然環境が手付かずのまま保存され、豊後水道から流入する黒潮支

流の影響で「瀬戸内海の小さな太平洋」という様相を呈しています。瀬戸内海の原風景を残すこの地域は、今のが未来の子供たちに残したいと考えます。また、不法投棄された50万トンものゴミと闘った豊島をはじめ、広島港出島の埋立て計画など廃棄物持込の問題はますます深刻となっています。さらに海砂採取は、イカナゴをはじめ多くの魚介類の生息場所を奪い、海岸線を侵食して白砂青松の遠浅の海を消失させました。採取海域では、海底が40m以上もえぐられてしまつたところもあり、化石資源である海砂は一度消滅すると自然回復は困難といわれています。

私たちは、瀬戸内の豊かな自然を次世代に引き継ぎたいと考え、実効性ある瀬戸内法への改正をめざし取り組んでいます。

愛媛新聞 2001年12月11日

G O（非政府組織）の参加も特色となつた。四日間の会期の最終日、テーマを瀬戸内海に絞った円卓会合「瀬戸内海セッション」があり、NGO代表として環瀬戸内海会議の阿部悦子代表（奥中央）が環境省や国交省の担当者らと出画の審議会に意見聴取された経験はあつたも

エメックス会議
神戸市



瀬戸内海セッションで発言する阿部悦子
環瀬戸内海会議代表（奥中央）

（大阪支社・秦俊太郎）

十一月下旬、瀬戸内海の、なじ閉鎖的な海の環境を考える世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス）が神戸市で開かれた。世界三十六カ国からの出席者が研究や各國での環境保全の取り組みについて発表。今回は、環境へ

2001年末記者ノート

●4

瀬戸内の環境問題討議

いえ、同会合に出席して、た瞬間だった。した米メリーランド州環境長官が米国現地での迅速で明確な環境回復計画や米NGOの活発な活動を報告すると、会場で「研究者から行政、NGOまで一堂に会するのは、これまで一堂に会するのは、初めての試み。きょうを返る。しかし、一步前進とは、席者が異議を唱える場面ばかりだった。日本の後進性が際立つて反対。同じ意見が相次ぎ、最終的に「…基づくべきでない」と書き換えられた。文中の一節（人）があつた。自然との共生は…（中）

略）：経済発展の状態に基づかない」を、環境問題も南北格差があるとして反対。同じ意見が相次ぎ、最終的に「…基づくべきでない」と書き換えられた。文中の一節（人）があつた。自然との共生は…（中）

は、「神戸・淡路宣言」の、行政がNGOの意見を聞き置くという「研究者から行政、NGOまで一堂に会した」ことだ。日本は日本の動きの鈍さに半ばあきれた雰囲気が漂つた。日本の後進性が際立つて反対。同じ意見が相次ぎ、最終的に「…基づくべきでない」と書き換えられた。文中の一節（人）があつた。自然との共生は…（中）

— 環境政策を問う —

平成 14 年度愛媛県当初予算案に対する反対討論

環瀬戸内海会議代表(愛媛県議会議員) 阿部悦子

平成 14 年度予算案に、私は、反対いたします。

環境政策において、本県では、「共に創ろう 誇れる愛媛」を基本理念として環境先進県をめざし、環境にやさしい愛媛づくりへのとりくみを県民にアピールしているところです。

しかしながら、環境先進県の掛け声とは裏腹に、本、当初予算案においては、生態系の持続性・健全性を崩壊させ、生物多様性の衰退をもたらしている事務事業が継続されていることを、指摘しないわけには参りません。

山においては、森林のそ生・水源の森づくりを進めながら、一方で、多額の税金を使っての自然破壊以外の何ものでもない大規模林道の建設を推進しています。四国西南大規模林業圏開発林道計画の総事業費は1806億円、完成は2015年とされています。県内では足摺宇和海国立公園や四国カルスト県立自然公園の中を通り、原生林など手つかずの貴重な自然を分断して生態系を破壊しながら、深い山の中に幅7mものアスファルト道を作るという、無駄な大型公共事業の最たるものであります。また、林業振興の面からも一般車の通る大規模林道は作業上も不利であることが、従来より指摘をされているところです。早急な環境アセスを実施して大規模林道計画の見直しを求めていただきたいと思います。

また、県の平成13年度環境白書によれば、酸性雨調査を始めた 20 年前から、県下全域でペーハー4代の強い酸性雨が降り続いている、さらに強い酸化力をもち、健康被害や植物の衰退の原因である光化学オキシダントについては、東・中予の 10 箇所の測定地点すべてで、環境基準を達成していないのです。このような深刻な大気汚染がマツ枯れの主原因であるにもかかわらず、県は、その現実を認めようとせず、相変わらず、虫が原因だとしてマツ林に農薬を撒き続け、生態系を破壊し、生活環境を汚染して、省みようとはしません。

海においては、延々、海砂利を取り続け、その影響により、海洋生物のゆりかごといわれる遠浅の砂浜、藻場が消滅した海岸では、埋立やコンクリート護岸工事がほどこされ、さらに骨材として海砂が大量に必要になるという悪循環を生んでいます。

そして、山と海をつなぐ川においては、水の循環を断ち切り、河川生態系を根底から破壊するダム

建設が推進されています。本、予算案においても、山鳥坂ダム、中山川ダムの予算が計上され、また浦山ダムも推進されています。

知事ご自身、人と自然が共生する「循環型社会」を構築することが重要と述べておられます、いま、愛媛県の自然は、県行政自らが推進する公共事業によってますます痛めつけられようとしているのです。

先般、知事は、海砂利採取禁止の時期を 2006 年とする旨表明しました。この姿勢は、環境保全の立場から、相次いで採取の禁止を急ぐ瀬戸内各県の動きに背を向けるものであり、愛媛県民として恥ずかしい限りです。環境省の調査で、海砂採取は、水深の著しい増大をもたらし、生態系の重要な位置にあるイカナゴ減少の最大の要因と指摘されました。化石資源でもある海砂は、一日も早い採取禁止が求められているはずです。瀬戸内海の恵みを受ける住民の一人としても本当に許せません。

県は、循環型社会の構築という理念を予算編成や政策決定においてこそ活かすべきです。本、当初予算に見られるような、理念と施策の矛盾が解消されて初めて、環境先進県として誇れる愛媛が実現することを指摘いたしまして、私の反対討論を終わります。

(3月 18 日)

阿部さんは、1999 年県議に当選以来、愛媛県議会においても瀬戸内海の環境問題に取り組んできました。一方愛媛県は、環境先進県をめざしていると言ひながら、その実態はダム建設、ムダな道路建設、海砂利採取を推進しています。このような予算案に阿部さんは反対しました。この反対討論に対し、与党からは賛成討論などは何もありません。何ら議論がないままに賛成だけするのです。

一般市民による監視と政治参加は、困難なものがありますが同時に、とても求められていると感じました。

1 日も早い瀬戸内海全域での海砂利採取禁止を実現し、かつての豊かな瀬戸内海を少しでも取り戻したいです。

事務局 木村伸樹

第10回自然の学校と観察会

長島の自然を守る会（山口県）羽熊直行

右も左もサクラが満開の室津半島を上関に向かいました。3月31日の日曜日、年末の忙しい時期にもかかわらず、広島からの9人を含み、46人の申し込みがありました。

10時から上関中央公民館で、千葉大学助教授で、ウミウシ学の専門家、平野義明さんから「ウミウシ～海の宝石、そのなぞを探る」と題して講演を聴きました。ウミウシの形や生活は、非常に変化が多く、まるで、SF小説を聞いているようです。この演題と同じ名前の本が、平野さん著で、東海大出版から2500円で、2000年初版で出ています。

ウミウシは、貝類と同じ、軟体動物の仲間で、何千種類といふのにも拘わらず、研究者が非常に少ないのですが、近年急に感心が高まってきたそうです。

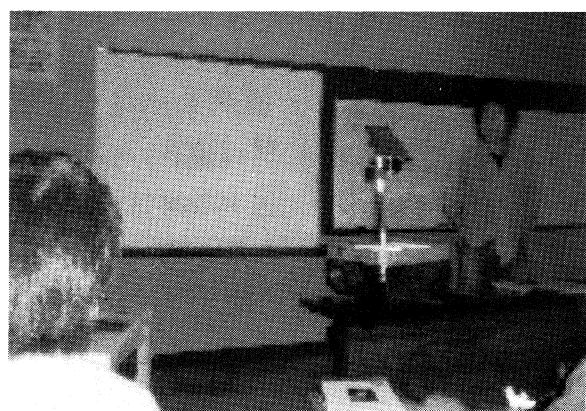
講演の後半で、岡山大学助教授のおなじみの福田宏さんから、今まで田浦で見つかった、22種類のウミウシについて簡単な説明がありました。アマクサウミコチョウ、モンガラキセワタ、ミドリアマモウミウシ、ヒロウミウシ、シシオウミウシ属の1種、ハナデンシャ、タテジマウミウシ、サクラウミウシ、リュウグウウミウシなどなど



急いで、田浦に向かい、バーベキューの準備です。食材の準備は、柳井の竹重さんや小石川さんがしてくれました。私はもっぱら、バーベキューで焼く係です。みんな食欲の旺盛なこと、シイタケは、団結小屋近くの、われわれが栽培したものがふんだんにあり、祝島の山戸さんや志水さんが、タイやサヨリやカメノテをもってきててくれて、

贅沢なバーベキューになりました。

観察会の結果は、9種もウミウシが見つかり、そのうち2種マツカサウミウシの未同定種とフジエラウミウシは山口県で初の発見だそうです。他はキヌハダウミウシ、マダラウミウシ、オカダウミウシ、アリモウミウシ、ヒロウミウシ、イソウミウシ近似種、アメフラシです。また、このうち5種は田浦での新しい発見で、結局、今までになんとこの狭い田浦で、27種もウミウシが見つかったことになります。



福田さんがヤシマイシン近似種をまた1個見つけられました。

3年前、一度台風で、全く姿を消したヤシマイシンがまた戻ってきたことになります。

やはり、この田浦はすごい生物の宝箱です。

なお、福田さんによると千葉さんはニッポンでのウミウシ学の実質的ナンバーワンだそうです。千葉県から、わざわざ、奥さんと一緒に研究されているので、奥さんも一緒にきてください、感謝の限りです。お二人を私が、車で、送り迎えしている間、お二人は、上関の景色と、海がきれいとのコメントの連発でした。

6月2日 スナメリウォッチング

を予定。詳しくは下記まで。

長島の自然を守る会代表 高島美登里

〒747-0803 山口県防府市岡村町 5-12-203

TEL/FAX 0835-23-1891

ご案内 アースデイかがわin豊島 2002

□テーマ：「豊島で考えよう未来あるくらし～見よう・触れよう・豊島の風土・歴史～」

アースデイは、民族・国籍・思想・信条・政党・宗派をこえて、だれもが自由にその人の方法で、地球環境を守る意思表示をする国際連帯行動です。

2002年5月3日（金・祝）

08:30 高松からチャーター便出港（09:40頃豊島家浦港着）
10:00 開会後、各催し物を豊島全域で行います。

岡山県玉野市宇野港からは定期便あり。

宇野港発 8:35、11:10

産廃現地見学会

2000年9月より始まった暫定的環境工事も終わり、53万トンの廃棄物は今、ゴアテックスのシートで覆われ、一種の「環境芸術」を思わせる光景です。ヘドロの海だった北海岸では潮の香りが戻り、アオサが緑色をしていて、アサリやカキやオサガニが戻ってきました。

一日資料館・交流会

豊島の未来をテーマに産廃剥ぎ取り壁面や高松工芸高校の生徒が製作した作品の展示と共に島の人達と直接語り合える交流会も開かれます。それぞれ島の人達と交流を深めるよい機会です。オリジナルフォトCD-ROMの販売もあります。

*島内交通では、無料の「ぐるっと豊島バス」を今年は4台にし、島内を循環させます。

豊島産直市

苺・甘夏・乳製品・オリーブ・各種飲み物・カラー軍手・そうめんなどが並びます。

救急センター

無料の健康相談や血圧・体脂肪の測定も出来ます。（医療生協担当）

メダカの学校

「メダカランド豊島」のメダカを、島内のメダカ空白地域に放流します。（メダカの転校作戦）

豊島の森造り

「産廃」のイメージが強い豊島ですが、実は緑濃い島・豊島の森造り体験。

15:00～15:30 全体集会

全体集会後、16:05に小豆島土庄行き定期便出港、16:40に宇野行き定期便出港
16:30 高松行きチャーター便出港（高松には17:40帰着）

当日は古来からの豊島の伝統行事「お大師さん」の日と重なり、島内三十三箇所の札所参りが行われます。札所の中には「お接待」が用意されている所もあり、自然と文化・人情に触れる一日になるでしょう。

高松からの直行チャーター船が出ます。（豊島出身者の方の片道利用大歓迎）

料金は往復大人 2000円・中高生 1000円・小学生 500円・幼児無料（自転車・単車積載無料）

[チャーター船に乗りたい方は]

住所・氏名（大人・中高・小学）・同行者氏名（大人・中高・小学・幼児）・電話番号（当日朝連絡可能な番号）・バイク・自転車の台数を TEL/FAX 087-832-5188 E-Mail : t-net@poem.ocn.ne.jpまでお申し込み下さい。

環瀬戸内海会議 **広島集会**
豊かな瀬戸内海をあしたへ引き継ぐために
日時 **5月18日(土)**
場所 広島市西区民文化センター大会議室
広島市西区横川新町6-1(JR横川駅徒歩2分)
TEL 082-234-1960
参加費 無料

内容
13:00~14:50 上関原発計画トーカバトル
水口憲哉(東京水産大学資源維持研究室)
高島美登里(長島の自然を守る会代表)

15:00~17:30 瀬戸内法改正プロジェクト中間報告
広島沿岸の生態系の変遷
藤岡義隆(公害をなくす呉市民の会)
40年間広島沿岸の浅海動物を見てきた藤岡さんの
研究がまとまりました。
瀬戸内法改正試案 青木敬介(播磨灘を守る会)
瀬戸内法改正に向け、待望の市民案発表。
リーフレット作成 服部豊(大阪湾会議)
瀬戸内法改正に向け、広報活動に役立つリーフレット完成発表。

主催 環瀬戸内海会議 森と水と土を考える会

5月18日(土)の交流会・宿泊のご案内
交流会参加及び宿泊希望者は5月14日までに環瀬戸内海会議(TEL/FAX 089-915-0968)までお申込下さい。

交流会

- * 日時 5月18日(土) 18:00~20:00
- * 場所 西区民文化センター大広間
- * 参加費 2,000円(予定)

宿泊

弥生別館「山陽荘」
(広島駅より徒歩7分) TEL082-261-3831

宿泊費 約5,000円

翌日は

「環・太田川」創刊一周年記念イベント
「海が蘇るために陸(才力)は何をすべきか」
日時 5月19日(日) 10:00~16:00
場所 広島YMCA・資料代1,000円
主催 「環・太田川」 TEL/FAX082-278-1044

環瀬戸内海会議第13回総会 in 広島県竹原

6月22日(土)~23日(日)

環瀬戸内海会議の12年をふりかえり今後を語る

6月22日(土)

広島県の海砂利
採取をストップ
させた吉田徳成
さんの地元です。

13:00~17:00 市民対話集会

場所 竹原市役所忠海支所2階

(JR呉線忠海駅東へ200m)

参加費 無料

かんせとと参加者の意見交換

(瀬戸内海のスライド上映・プロジェクトの意義など)

19:00~21:00 夕食・交流会

場所 休暇村大久野島(JR呉線忠海駅から徒歩5分、
船15分) TEL0846-26-0321

参加費 約9,000円(1泊2食)

6月23日(日)

9:00~ 総会・生物調査

申込先 【6月14日までにお願いします】

環瀬戸内海会議 (TEL/FAX 089-915-0968)

電子メール kanseto@nifty.com



大規模林道問題広島集会の報告集ができました。

2001年10月6日~7日に広島市内と吉和村・戸河内町において大規模林道問題全国ネットワークの集い広島集会が行われました。その集会の報告集(ロシナンテ社の「月刊むすぶ」NO.375号)ができました。内容は、大変おもしろいこと請け合います。とくに宮島や西中国山地をフィールドに動植物の研究を続けておられる金井塚務さんの報告「西中国山地は今」や、益田在住のツキノワグマの研究家、田中幾太郎さんの「中国山地の話」「ついこなーだまで、わしらの川の源は、ふかーふかーブナの深山じやったんでは必見です。

その他、藤原信さんの講演、各地からの報告もぜひお読みください。この本で大規模林道通になろう!

1冊800円+送料100円。環瀬戸内海会議事務局までお申込ください。(森と水と土を考える会 原戸祥次郎)

事務局からのお知らせ

- 瀬戸内法改正プロジェクトでは、改正試案を募集中です。ご意見などお気軽にお寄せ下さい。
- プロジェクトの推進と参加者の交流の場としてメーリングリストを作りました。参加ご希望の方は、kanseto@nifty.comへメールをお送りください。

環瀬戸内海会議へご入会下さい

年会費 個人1口2,000円 団体1口5,000円

瀬戸内トラストニュース 第26号 2002年4月26日発行 / 発行責任者 前田俊英

環瀬戸内海会議 代表 阿部悦子 〒790-0812 愛媛県松山市松前町3-2-2 TEL/FAX 089-915-0968(事務局)

環瀬戸内海会議 事務局長 松本宣崇 〒700-0973 岡山市下中野318-114 TEL 086-243-2927

郵便振替口座 01600-5-44750 加入者 環瀬戸内海会議

電子メール kanseto@nifty.com

<http://homepage1.nifty.com/kanseto/>